

## 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会運営内規(案)

〔平成十六年四月十五日〕  
食料・農業・農村政策生産分科会畜産企画部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会(以下「部会」という。)の運営は、食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)及び食料・農業・農村政策審議会議事規則(以下「議事規則」という。)に規定するもののほか、この内規によって行う。

2 部会の運営に関しこの内規に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第十条の規定により、部会に家畜改良増殖小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条 小委員長は、小委員会における審議の経過を部会の会議に報告する。